

D-Star 規約

第1条(名称)

当施設は D-star(ディースター)と称します。

第2条(運営・管理)

当施設は D-star が運営、管理しています。

第3条(会員制)

1. 当施設の利用は会員制とします。
2. 当施設はベースボール会員を設けています。
3. ベースボール会員については、入会申込時に1週間の内の利用回数毎に分かれるコースを選択して頂く必要がございます。
4. 選択したコースの範囲外(選択したコースの利用回数を越える利用)については、1回につき3,300円の時間利用をして頂きます。
5. いかなる場合でも、選択したコースの利用回数に満たなかった場合の返金や、利用回数の翌週への繰越・振替はございません。
6. 月をまたぐ週につきましても、選択したコースの範囲内での利用となります。
7. 当施設に入会を希望される方は、本規約に基づく入会契約を当社と締結するものとします。本規約及び入会契約は会員として在籍する期間(及び退会後も本規約・入会契約が定める範囲)において有効とします。
8. 会員は入会する際に当施設の定められた会員種別を選択し、その種別所定の利用範囲に応じて当施設を利用することができます。
9. 当施設は会員の種別及びその内容を変更または廃止することがあります。

第4条(入会資格)

当施設の入会資格は、以下の項目全てを満たした方とします。

1. 当施設の趣旨に賛同し、施設利用規約及び諸規定を守れる方。
2. 各会員種別において別途定める資格を満たす方。
3. 暴力団または反社会的な組織の関係者でない方。
4. 当施設による審査において入会資格が認められた方

第5条(入会手続き)

1. 入会を希望する者は所定の申込方法により入会手続きを行い、当施設の入会承認を得た上で、定める会費、入会諸費用をお支払いいただきます。
2. 未成年者が当施設に入会する際は、その未成年者の入会に同意した保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うこととします。

第6条(入会金・諸会費)

1. 入会金及び月会費は当施設が別に定める金額とします。なお、一旦納入した入会金は本規約または当施設が認めるやむを得ない理由がある場合を除き、返還しないものとします。
2. 会員は当施設を利用する際、当施設が定める諸会費を支払うものとします。

第7条(諸会費の決済)

1. 会員は当施設の利用にあたり、当施設が定める金額の諸会費を所定の方法で支払わなければなりません。諸会費の種類、金額、支払期限及び支払い方法などは当施設が定めるものとします。
2. 会員は実際の当施設利用の有無にかかわらず、在籍する限りは所定の諸会費を支払わなくてはなりません。
3. 諸会費は月単位で生じるものとします。
4. 一旦納入された諸会費は、本規約または当施設が認めるやむを得ない理由がある場合を除き、返還しないものとします。

第8条(休会・退会)

1. 当施設の会員制度には休会制度はありません。
2. お客様のご都合上、当施設のご利用が出来なくなった場合、退会手続きが必要となります。
3. 退会届用紙は、退会を希望される前々月の末日までにご提出ください。
(例:3月末で退会を希望の場合、1月31日までに書類をご提出頂く必要がございます。)
4. 提出期日を過ぎますと、ご希望月での退会受付ができかねますのでご注意ください。
5. 退会届のご提出が無い場合、通常通り会費をご請求させていただきます。
6. 1度退会手続きをされますと、会員資格を失います。
7. 退会期間中は施設をご利用頂けません。ご利用される場合は、再入会のお手続きが必要となります。

第9条(会費の返金)

一旦納入いただいた諸会費は、本規約・入会契約または当施設が認めるやむを得ない理由がある場合を除き、返金致しません。

第10条(ビジターの利用)

1. ビジターの方についても本規約は適用されるものとします。
2. ビジターの方は別途、当施設が定める諸費用、料金等を支払うものとします。
3. 当施設は必要と認めた場合、ビジターの方の入場を制限できるものとします。

第11条(予約制)

1. 予約は当施設への電話と LINE での受付に限ります。
2. 予約は会員優先となります。
3. 1回の最低利用時間は2時間とします。
4. 予約受付の際は①利用予定時間、②施設利用目的をお伺い致します。予めご了承ください。
5. 時間利用のお客様は原則、2人1組でのご案内となります。
6. 時間利用の予約は、2日以上前をお願い致します。
7. 急な当日の予約に関しては、原則午前中までの受付とします。
8. 予約時間より早く来店しても、利用開始は予約時間通りとなりますのでご了承ください。
9. 予約時間より来店が遅れても、後の予約が詰まっている時は、予約時間通りに終了して頂きます。
また、交通事情等による遅刻の場合は事前の連絡をお願い致します。

第12条(貸切利用)

1. 当施設が定める金額を支払う事で、施設の貸切利用を行う事が出来ます。
2. 原則、4時間単位での利用とします。
3. 利用可能な時間帯は、原則、土日祝日の営業時間内とさせていただきます。

第13条(会員資格の喪失)

会員は退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。会員が資格を喪失した場合には、当施設から貸与されている物品がある場合には速やかに返還しなければなりません

第14条(資格停止及び除名)

会員が次の各号に該当する場合、当施設はその会員に対して警告または除名することがあります。

1. 本規約および諸規則に違反したとき。
2. 当施設の名誉、信用を損ねる行為または秩序を乱す行為があった場合。
3. 法令に違反する、または社会通念もしくはマナーに著しく欠ける行為があった場合。
4. 入会書類に虚偽を記載したことが判明した場合。
5. 会員資格を取得した後、連絡がとれない等、所在が不明である場合。
6. その他、当施設が会員としてふさわしくないと認めたとき

第15条(変更事項の届出)

会員は入会后、入会時の登録内容から変更があった場合は速やかに変更手続きを行う必要があります。

第16条(個人情報保護)

1. 当施設は、当施設の保有する会員の個人情報を当施設が別途定めるプライバシーポリシーに従って管理します。
2. 会員は自己が当施設に提供した個人情報が正確であることを保証します。当施設はその情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

第17条(会員資格の相続・譲渡)

会員資格は他の方に相続・譲渡できません。

第18条(諸規則の遵守)

会員は当施設の利用にあたり、本規約および当施設内の諸規則を遵守し、スタッフの指示に従って頂きます。

第19条(禁止行為)

会員は次の行為をしてはいけません。

1. 他の会員を含む第三者(以下「他の方」といいます)、当施設スタッフ、または会社を誹謗、中傷すること。

2. 他の方または当施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、または拘束する等の暴力行為。
3. 大声、奇声を発する等、他の方または当施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
4. 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方または当施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
5. 当施設所有の器具・備品の損壊または備え付け備品の持ち出し。
6. 他の方または当施設スタッフに対し、待ち伏せし後をつける、またはみだりに話しかける等の行為。
7. 刃物などの危険物の施設内への持ち込み。
8. 当施設内の秩序を乱す行為。
9. 駐車場以外に車を駐停車する行為。駐車場で起きた出来事に関しては、一切の責任は負いかねますのでご了承ください

第20条(損害賠償責任免責)

1. 自己の健康障害や不注意などによって怪我等が発生した場合、当施設および担当講師は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
2. 会員は当施設内において、自己及び自己の所有物(貴重品・私物等)を自らの責任において管理するものとし、当施設内で発生した盗難、紛失、忘れ物、傷害その他の事故について当施設に重大な過失がある場合を除き、当施設は一切の賠償責任を負わないものとします。
3. 会員間に生じたトラブルについては当事者間で解決するものとし、当施設は一切関与致しません。
4. 駐車場における事故、盗難については一切の損害賠償責任を負いません。

第21条(会員の損害賠償責任)

会員が当施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により当施設または第三者に損害を与えた場合、その会員が当該損害に関する責任を負うものとします。

第22条(当施設の休業・閉鎖)

当施設は次の各号のいずれかに該当する場合には、当施設を休業もしくは閉鎖することができます。

1. 当施設が定める定休日。
2. 施設の点検または修繕、増改築によりやむを得ないとき。
3. 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
4. 経営上必要があると認められたとき。
5. その他、当施設が必要に応じ定める日。

第23条(営業時間)

営業時間は別途定めるものとします。但し、臨時に時間を変更する場合があります。

第24条(利用の制限)

会員が次の各号に該当するときは、当施設の利用を制限します。

1. 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
2. その他、当施設の正常な利用ができないと当施設が判断したとき。

第25条(諸会費等の変更ならびに運営システム変更について)

1. 当施設は本規約に基づいて会員が支払うべき諸会費を、社会情勢・経済状況の変動などを参考に改定することができます。また当施設の運営システムについて、会社が必要と判断したときはこれらを変更することができます。
2. 前項に定める会員が支払うべき諸会費および当施設の運営システムを変更するとき、事前に会員に対して告知するものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

第26条(規約の改定)

1. 当施設は規約および諸規則を必要に応じて改定することができます。
2. 改定された規約および諸規則は、当施設所定の方法で告知されたときから効力を生じ、以後、全会員に適用されるものとします。

第27条(細則)

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は、当施設が定めるものとします。



2023年4月 施行